

誰かがいつか、誰かがいま、
あなたを支える。

誰かがいつも、
誰かを支える。



生活保護は**国民の権利**です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。

ためらわずに
ご相談
ください

制度のご利用・ご相談はお近くの生活援護課まで

生活援護第一課 03-5662-8169

生活援護第二課 03-3657-7855

生活援護第三課 03-5659-6610



江戸川区 PR キャラクター
「エドリパー」